

第10回 安全保障貿易管理説明会レポート

去る2017年10月20日（金）、SEAJ 貿易専門委員会は日本真空工業会（JVIA）と合同にて、『安全保障貿易管理説明会』を開催しました。

説明会は冒頭貿易専門委員会の委員長挨拶に引き続き、大武主任研究員より「安全保障貿易管理について」のご説明を戴きました。この安全保障貿易管理に関する説明会は昨年に引き続き10回目となり、55名の受講者が参加されました。

日時：2017年10月20日（金）15:00～17:00
 講師：安全保障貿易情報センター（CISTEC）
 大武主任研究員
 場所：東京貨物運送健康保険組合 5F 大会議室

1. 安全保障貿易管理の必要性

安全保障貿易管理とは、国際社会における平和と安全を維持するため、武器そのものを含め、軍事転用可能な民生用の製品、技術などが、大量破壊兵器の開発を行っている国家やテロリスト（非国家主体）の手に渡らないよう、“貨物の輸出”“技術の提供”を管理することを指します。

その必要性は、地下鉄サリン事件、北朝鮮の核実験及びミサイル発射、ISILによるテロ活動などを受けて国際的な認識が高まっています。

また、北朝鮮のミサイルは日本製の部品で作られているとの報道もあり、需要者及び用途について十分に確認する必要があります。

2. 「外国為替及び外国貿易法」の概要

我が国の安全保障輸出管理制度は「外国為替及び外国貿易法」(外為法)で規制されており、外為法と該非判定関連法令の体系としては、「法律」、「政令」、「省令・告示」、「通達」等からなっております。

安全保障輸出管理法令の構造 <貨物と技術>

	貨物	技術	内容
法律 (国会)	外為法第48条	外為法第25条	→根拠
政令 (内閣)	輸出貿易管理令(輸出) 規制貨物は別表第1 1項～16項に規定	外国為替令(外為令) 規制技術は別表 1項～16項に規定	規制される →品目
省令 (経済産業省)	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(貨物等省令)		規制される →仕様
通達 (貿易経済協力局)	輸出貿易管理令の運用について(運用通達)	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(役務通達)	→解釈 政令・省令で用いられている用語の解釈

貨物に関しては外為法第48条に、技術に関しては同第25条に規定され、貨物・技術ともに政令により具体的な品目が、また省令により具体的な仕様が定められています。

3. 貨物の輸出、技術の提供

貨物の輸出とは、貨物を日本から外国に向け送り出すことであり、商品の販売、サンプル品の送付、生産設備の移設、工具類の貸し出し、部品の送付など様々な場面で輸出は起こり得ますので、もし規制該当貨物の輸出であれば、経済産業大臣の輸出許可が必要になります。

貨物の輸出では必ず税関を通りますので、輸出する貨物に対して輸出令第5条第1項に基づき輸出許可を受けているか若しくは受けることを要しないか通関の際に確認がされます。

技術の提供とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報を提供することを指します。

提供方法については貨物に関しては、日本から船積みし外国へ実際に貨物が輸出される場合に規制の対象となりますが、技術に関しては海外より研修生を受け入れての教育、メール送信等の手段による電子データの送信など、提供方法は様々ですが、「日本にいる外国人」や「外国にいる日本人」に対する技術の提供に関しても規制の対象となる場合があります。提供先が「居住者」か「非居住者」か、確認を行うことも重要です。

4. リスト規制

1) 輸出規制の内容

リスト規制とは、輸出しようとする物が品目や機能・仕様などを定めた輸出令・別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。

2) 貨物・技術の該非判定

該非判定とは、輸出や技術提供をしようとする前にそれが法令で規制されているものかどうかを判定することで、輸出管理の重要なプロセスです。

・該非判定における留意点

- ① 以下のようなケースにおいても該非判定は必要となる。
 - ・ 他社から購入した品目の輸出
 - ・ 海外子会社向け
 - ・ ホワイト国向け
 - ・ サンプル品（無償）の輸出、海外の友人へのプレゼント
- ② リスト規制の内容は、改正されることがある。一度判定を行った結果（該当／非該当）は不変とは言えない。
- ③ 装置に組み込まれている部品についても判定を行うのか？
（運用通達）部品の価格が装置の価格の10%以下であれば判定は不要となる。
また電子部品にあっては、半田付けの状態にある場合も不要となる。

5. 大量破壊兵器キャッチオール規制

キャッチオール規制は、前記のように品目や機能・仕様などを定めたリスト規制には該当しなくても輸出令別表第1もしくは外為令別表の第16項に該当する場合で、需要者や用途が大量破壊兵器や通常兵器（用途のみ）の製造等に関わっていた場合、輸出許可が必要となる制度で、「大量破壊兵器キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」の2種類がある。

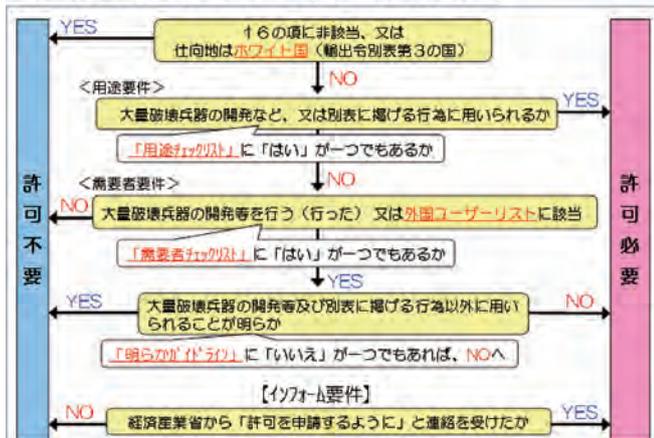
大量破壊兵器キャッチオール規制では、「客観要件」と「インフォーム要件」の2つの要件により規制されております。

この2つの要件のどちらかに該当する場合には、許可申請が必要となります。

1) 客観要件

貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、具体的にどのような場合に、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は野

大量破壊兵器キャッチオール規制 < 手続フロー >



蔵や通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合に当たるか否かを定めたもので、用途要件と需要者要件があります。

2) インフォーム要件

輸出される貨物（技術）が大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるものとして、経済産業大臣から輸出許可・役務取引許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

6. 通常兵器キャッチオール規制

通常兵器キャッチオール規制でも、「客観要件」と「インフォーム要件」の2つの要件により規制されておりますが対象地域による規制となっており、該当する場合には、許可申請が必要となります。

1) 国連武器禁輸国・地域向け輸出

客観要件（用途要件のみ）とインフォーム要件
需要者要件はない（需要者が軍需産業かどうかの確認は不要）

2) その他の国向け輸出（非ホワイト国／非国連武器禁輸国・地域）
インフォーム要件のみ

7. 最近の話題

1) 外為法改正

2017年10月1日施行として、罰則、制裁等が見直された下記の改正が行われました。

① 罰則の強化

1千万円又は輸出価格の5倍（大きい方）

（法人）10億円又は輸出価格の5倍（大きい方）

② 行政制裁等の強化

立入検査の対象：輸出者のみ

立入検査の対象：輸出仲介業者を新たに追加

③ 対内直接投資規制の強化

2) タイにおける輸出管理法

EU 両用品規制品目（貨物のみ）に基づくリスト規制、並びに大量破壊兵器キャッチオール規制がスタート（開始：2019年度）

8. その他（注意して頂きたい内容）

1) 米国製品を米国以外の第三国に輸出する場合

米国の輸出管理規則 EAR（Export Administration

Regulations) の適用を受け、米国商務省産業安全保障局 (BIS) から再輸出許可を得なければならない場合があります。

違反した場合には、重度の違反者に対しては DPL (Denied Persons List) に掲載され、米国との取引が出来なくなります。

米国市場に依存をされている企業は、ポリシーとして「米国輸出管理法の再輸出規制」を遵守しています。

2) 自社製品が「安全保障上の懸念用途に使用されている」と関係当局から連絡が入った場合

自社の製品が懸念用途に使用されていた場合には、関係当局 (経済産業省、公安調査庁、国連等) からの以下のような問い合わせがあります。

- ① 発見された製品の販売ルート (シリアル NO. を提示し説明を求めてくる)
 - ② 製品の機能、該非判定の結果
 - ③ これまでの販売台数、販売先
 - ④ 取引審査体制 等
- (注) 口頭での説明だけでは足りず、説明を裏づける資料の提出も求められます。
速やかに対応することが重要です。

3) 初めての相手先から、自社製品の設置、修理、点検等を求められた場合

取引審査を経ず設置等を行った場合、不正輸出の手助けに繋がるケースもあります。

特に海外にある製品へのサポートは、たとえ現地との関係会社によるものであっても注意が必要です。

4) サービス部品の輸出の場合

サービス部品の場合、アイテムの設定 (登録) がなく、注文を受けてからの該非判定となることもあり得ます。もし経産省へ個別輸出許可の申請が必要となった場合、直ちに輸出できず、結果、海外の生産ラインを一時止める事態にもなります。

また、倉庫での取り違え等、誤出荷にも注意を要しますので、想定されるケースを洗い出し、社内での対応を明確にしておくことが重要です。

5) 中国の企業や大学と取引を行う場合

中国では、武器装備品の開発・製造等に民間企業が参画できる資格制度 (「軍事四証制度」) がある。軍事四証を取得している企業や大学は『兵器や武器装備品』を開発・製造し、人民解放軍と直接的、或は間接的に取引をしていることになるので取引審査は慎重に行うことが重要です。

※ 1. 2017年8月、中央軍事委員会のコメント

「軍事技術と民生技術の融合は、軍と社会の両方に利益をもたらす更なる革新と応用につながり、国防能力の向上に不可欠なものである」

※ 2. 軍事四証の概要

- ① 装備承制単位資格認証
人民解放軍と兵器や武器装備品の売買契約などを直接結ぶ上で必須のもの
(下記3つの資格を有している必要がある)
- ② 武器装備科研究生産許可証
武器装備品の科学研究や生産活動に従事する組織に取得が義務付けられているもの
- ③ 武器装備科研究生産単位保密密資格認証
国家機密に関わる武器装備品の科学研究や生産活動に従事する組織に取得が義務付けられているもの
- ④ 武器装備質量管理体系認証
武器装備品の研究開発・製造などの関連任務を引き受ける能力 (品質管理システム) があることを証明するもの

講義終了後も閉場時間ぎりぎりまで質問が行われ成功裏に終了しました。

貿易専門委員会では引き続き定期的に講習会を予定しており、12月にも「中国貿易説明会 (トラブル事例編)」を開催致します。是非ご参加下さい。

(貿易専門委員会 関口 晃)

